

いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2030（素案）に対する パブリックコメントと区の考え方について

○募集期間：令和7年12月10日（水）～12月28日（日）【19日間】

○周知方法：広報いたばし（令和7年12月13日号）、区ホームページ、「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信、区公式LINE（令和7年12月11日配信）、文化・国際交流課、区政資料室、各地域センター、区立各図書館、文化会館、グリーンホール、美術館

○件数 24件、7人（ホームページ6人、メール1人）

	項目	意見の概要	区の考え方
1	第2章－文化芸術全般	素案では文化芸術が絵本・伝統芸能・文化施設中心となっており、少林寺拳法・柔道・剣道等の武道やスポーツが含まれていない。身体を通じた文化活動も文化芸術として明示的に位置づけるべき。	ご意見ありがとうございます。今後も各分野との連携を図りながら施策を推進してまいります。
2	資料編－文化芸術・多文化共生に関する区民意識調査概要	「きっかけがない」「忙しい」という区民の課題に対し、「来てもらう」型の施策が中心で、学校・部活動・地域クラブ等、既存の生活動線に文化を持ち込む発想が不足している。	ご指摘のとおり、区民が文化芸術に触れる機会の創出は重要な課題と認識しております。本ビジョンでは、文化施設における事業展開に加え、アウトリーチ活動や学校との連携も視野に入れております。今後の具体的な事業実施にあたっては、区民の生活実態に即した多様なアプローチを検討してまいります。
3	第2章－文化芸術目標2「次代への継承と文化芸術資源の発掘につなげるひとりづくり」	「次代を担う人材育成」が抽象的で、学校教育・地域クラブ・生涯学習の接続設計や、部活動地域移行との連携が示されていない。	人材育成については、学校教育、社会教育、文化芸術活動等、多様な場面での育成を想定しております。部活動の地域移行につきましては、教育委員会を中心に別途検討を進めており、本ビジョンとの連携については、今後の施策展開の中で適切に図ってまいります。
4	第3章－多文化共生全般	多文化共生施策が日本語教育・情報提供に偏重しており、スポーツ・武道等の共通の身体活動を通じたコミュニケーションの視点が欠落している。「多文化こども道場」等の具体的プログラムを提案する。	多文化共生の推進には、言語・情報面での支援が基盤として重要であると考えております。身体活動を通じた交流につきましては、貴重なご意見として承りますが、スポーツ振興や国際交流事業等、他の施策分野との役割分担を踏まえた総合的な取組が必要と考えております。
5	その他	全国的な部活動地域移行の流れに対する言及がなく、学校・地域クラブの連携構想や指導者の資格制度、安全管理の枠組みが示されていない。	部活動の地域移行については、教育委員会が主体となり、スポーツ・文化芸術の両分野を含めた検討を進めております。本ビジョンは文化芸術振興の基本的な方向性を示すものであり、部活動地域移行の詳細な制度設計については、別途教育施策の中で整理してまいります。

	項目	意見の概要	区の考え方
6	その他	有資格者を登録し、学校・地域団体等に派遣する「いたばし文化・武道インストラクターバンク」の創設を提案する。	文化芸術に関わる人材の活用については、既存の文化芸術活動支援や学校連携事業の中で、適宜専門家やアーティストの派遣を行っております。新たな人材バンクの創設については、費用対効果や既存施策との整合性を含め、慎重な検討が必要と考えております。
7	第4章-ビジョン2030の推進のため 第2章、第3章-評価指標	推進体制や評価指標が曖昧で、文化活動率の数値目標、多文化共修プログラム数、部活動×地域クラブ連携数等の具体的指標を設定すべき。	ビジョンの推進にあたっては、適切な評価指標の設定が重要と認識しております。具体的な数値目標や評価指標につきましては、実効性のある指標を設定してまいります。
8	ビジョン全体	文化芸術と多文化共生は別物であり、それぞれ別々にビジョンを設定した方がわかりやすい。	本ビジョンは、文化芸術を通じた地域の魅力向上と、多文化共生の推進を一体的に捉えることで、相互に効果を高め合う施策展開を目指しております。文化芸術活動は多様な背景を持つ人々が交流する機会となり、多文化共生の推進は地域の文化的多様性を豊かにするものです。こうした相乗効果を踏まえ、一つのビジョンとして策定することが適切と判断しております。
9	第3章-目標1 「多文化共生意識が浸透し、ここがつながるまちづくり」、目標2「言葉の違いを超えて、ともに歩むひとづくり」	①多文化紹介事業、②ボランティア協働事業・交流機会の充実、③日本語教室の拡充、④国際理解教育の実施、⑤外国にルーツを持つ児童・生徒への学習支援、については板橋区内各地で実現できるよう、数値目標を設定すべき。	多文化共生施策の推進にあたっては、地域の実情やニーズ、人材・財源等の資源を総合的に勘案しながら、実効性のある取り組みを進めることが重要と考えております。各地域の外国人人口の分布、既存の活動団体の有無、施設の状況等が異なるため、一律の目標設定は必ずしも効果的ではないと考えます。今後の事業実施にあたっては、優先度の高い地域から段階的に展開し、持続可能な体制づくりを進めてまいります。
10	第3章-目標2 「言葉の違いを超えて、ともに歩むひとづくり」	板橋区内の医療機関、地域包括支援センター、介護事業所・福祉施設、区施設において、医療通訳や、やさしい日本語対応窓口を設置すべき。	医療・福祉分野における多言語対応の重要性については認識しております。ご意見をいただいた医療機関、介護事業所、福祉施設の多くは民間事業者により運営されており、区が直接的に窓口設置等を求めることは困難です。いただいたご意見は、今後の多文化共生施策を検討する際の参考とさせていただきます。
11	第3章-目標3 「日本の生活に馴染み、笑顔で住む続ける環境づくり」	板橋区役所内に常設型の外国人相談窓口を設置すべき。	現在、区役所では多言語による相談対応や、電話通訳サービスの活用等により、外国人区民からの相談に対応しております。常設型の専用窓口の設置につきましては、相談件数や内容、費用対効果等を総合的に勘案し、既存の相談体制の充実を図る中で検討してまいります。

	項目	意見の概要	区の考え方
12	第1章－基本理念	板橋区の住民の意見を活かした「多文化共生条例」もしくはそれに類似する条例を制定すべき。	多文化共生の推進にあたっては、実効性のある施策の展開が重要と考えております。本ビジョンに基づき、区民・関係団体・事業者等と連携しながら、具体的な取組を着実に進めることで、多文化共生社会の実現を目指してまいります。条例の制定につきましては、必要性や今後の施策の進捗状況、社会状況の変化を踏まえ、検討してまいります。
13	第1章－基本理念	ユネスコ創造都市ネットワークへの参画について、申請予定の有無や申請分野など、具体的な内容を記載すべき。また、ユネスコ創造都市ネットワークがどのようなものか、区民に分かりやすい説明が必要ではないか。	ユネスコ創造都市ネットワークは、文化的資源を活かした都市の持続的発展を目指す都市間連携の枠組みです。いただいたご意見を踏まえ、ビジョン内にユネスコ創造都市ネットワークの概要説明を追記いたします。なお、申請については、デザイン分野での2027年申請に向けて進めていく予定です。
14	第3章－目標1 (1)「多文化理解・海外友好都市との交流促進」	海外の友好都市との交流について、国際交流が板橋区や区民にとってどのような効果があるのか、定量的に示してほしい。	国際交流事業は、区民の国際理解の促進、青少年の視野拡大、地域の国際化推進など、多様な効果をもたらすものと考えております。ご指摘の定量的な効果測定については、参加者数や満足度調査など、可能な範囲で実施しておりますが、文化交流や相互理解といった効果は数値化が難しい側面もあります。今後、より効果的な評価手法について研究してまいります。
15	第1章－文化芸術全般	アーティストの支援について多数記載があるが、将来的に補助金や区の支援がなくても活動できるようにすべきではないか。そのための具体的な方策を記載すべき。	アーティストの自立的な活動は重要な視点と認識しております。区の支援は、アーティストの創作活動の基盤づくりや発表機会の提供を通じて、自立に向けた環境整備を目指すものです。いただいたご意見は、今後の文化芸術施策を推進する際の参考とさせていただきます。
16	第1章－基本理念、重点目標	文化芸術と多文化共生の双方について、地域で文化を支え、文化を地域に活かす好循環を図っている点を評価。	ご意見ありがとうございます。引き続き、文化芸術と多文化共生を通じた地域振興に取り組んでまいります。
17	第2章－文化芸術全般 第3章－多文化共生全般	まちづくり・ひとづくり・環境づくりという3つの目標を通じて、経済・社会政策、人的資源政策、技術的政策、行政管理政策など、他の政策分野とバランス良く連携している点を評価。	ご意見ありがとうございます。今後も各分野との連携を図りながら施策を推進してまいります。
18	その他	区の紋章のデザインと政策体系を組み合わせた視覚化により、区政のPRや区民参画促進に活用できるのではないか。	ご意見ありがとうございます。区の紋章の活用については、今後の広報活動の参考とさせていただきます。

	項目	意見の概要	区の考え方
19	第2章－文化芸術全般	社会情勢への対応と新たな取組について SDGs の目標 5、10 に貢献するために、外国人のみならず、性的マイノリティー、障がい者等の人権や多様性を尊重する文化の視点も必要。	外国人のみならず、性的マイノリティー、障がい者等の人権や多様性を尊重する文化の視点も重要であると認識しています。重点目標 2 や文化芸術個別目標 3 では、誰もが文化芸術を楽しみ、表現できるよう、多様性を尊重する環境づくりに努めていきます。
20	第3章－多文化共生全般	清水町での料理交流会のような取組を 18 地域センターで展開し、行政は広報協力や会場提供などで側面支援すべき。	地域での自主的な交流活動の重要性についてご指摘いただき、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
21	第3章－多文化共生全般	学校現場での子どもたちの実践から学び、子どもから親、祖父母世代へと共生意識を波及させることで、高齢者の偏見や差別意識を覆すべき。	子どもたちの交流が世代を超えた意識変革につながるという視点は、貴重なご意見です。今後の施策展開において参考とさせていただきます。
22	第3章－多文化共生全般	高校進学などの説明会を区内各地で開催できるよう、住民・地域団体・行政が協力すべき。	外国にルーツを持つ方への情報提供の充実に関するご提案をありがとうございます。いただいたご意見を参考に、効果的な情報発信のあり方を検討してまいります。
23	第3章－目標3「日本の生活に馴染み、笑顔で住み続ける環境づくり」	目標 3 に「在住外国人の母国の文化を尊重し」を加え、施策に「在住外国人の文化の尊重のための学習・交流の推進」を追加すべき。	文化の相互尊重という視点は重要な考え方と認識しております。本ビジョンでは多様な文化の相互理解の考え方を含んでおり、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、施策実施において配慮してまいります。
24	第3章－多文化共生評価指標	地域共生社会の観点から、防災訓練や町会行事等への外国人参加度を評価指標に加えるべき。	地域活動への参加促進の重要性は認識しており、関係部署と連携しながら取り組んでまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。